

協定説明書

「令和2年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（堰・水門設備）に関する基本協定の締結」については、この協定説明書によるものとする。

1. 公告日 令和2年1月29日

2. 公告者

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 大野 良徳

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

令和2年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（堰・水門設備）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、遠賀川河川事務所が直轄で管理する堰・水門設備に関する災害や故障、不具合が発生した若しくは災害の発生が予想される場合、あらかじめ工事等の実施業者を定めておくことにより迅速かつ的確に応急復旧工事等を実施するための体制を確立するものであり、もって、災害の拡大防止と被害施設等の早期復旧に期することを目的とする。

(3) 基本協定区間及び対象設備

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とし堰・水門設備を対象とする。また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等からの命令があつた場合は、協定業者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施することがある。

（対象設備は別表－2）

(4) 基本協定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

なお、本協定は継続される場合がある。

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、九州管内における

- ① 近隣地域内における工事及び点検整備の実績
- ② 継続的な営業に基づく信頼度
- ③ 機械設備における災害時等応急対策工事の協定締結実績

- ④ 資格保有者の雇用者数
 - ⑤ 技術者等の派遣場所から遠賀川河川事務所までの距離
- などを総合的に評価して協定締結業者を決定する評価方式である。
なお、管内における本協定の締結業者は上位から10社程度を想定している。

(6) 基本協定の継続について（令和3年度以降の協定手続き）

- ① 令和3年度以降の「遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（堰・水門設備）に関する基本協定の締結」は、協定締結者の継続希望及び遠賀川河川事務所が実施する継続審査の結果を踏まえて協定を継続することができる。
- ② 令和2年度に基本協定を締結している者が、基本協定の継続を希望する場合は、協定期間満了前の2月1日（令和3年度の場合は令和3年2月1日）までに、2. 参加資格要件、及び協定説明書7. 評価に関する事項等に示す評価項目と評価基準により評価を行うため、協定説明書9. 技術資料の作成方法及び留意事項に示す様式－1～様式－5を担当部局に提出することにより、基本協定継続の意思があるものと見なす。
- ③ 令和3年度以降も新規協定締結希望者の募集を行う。
- ④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。
- ⑤ 継続・新規協定締結に選定された者については、遠賀川河川事務所のホームページにて協定書有効期限とともに公表することとする。

(7) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項（5）の評価に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。

また、災害協定を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で隨時に加入する方式、または直前1年間の完工工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）
第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所等が所在すること。

(3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。さらに、令和01・02・03年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。

また、基本協定締結後に参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 協定締結参加意思確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止をうけていないこと。

(6) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象業は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。

(7) 平成16年4月以降に元請けとして国又は県市町村発注の河川用中・大形水門（扉体面積10m²以上）の工事の施工実績があること。

(8) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、派遣技術者の滞在箇所より遠賀川河川事務所まで2時間以内に到着できること。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 担当部局

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課
担当：管理課長 南 知浩 (内線331)
専門官 田原 秀樹 (内線502)
電話 0949-22-1830 (代)
FAX 0949-23-0019

6. 資料の作成及び提出

- (1) 本協定締結の参加希望者は、4. 参加資格要件の（1）から（8）に掲げる参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書を提出し参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、その後の評価は行わない。
- ① 提出期間： 令和2年1月29日（水）から令和2年2月12日（水）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 前記5. に同じ。
- ③ 提出方法： 持参、FAXまたは郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

FAX番号 0949-23-0019 (管理課直通)

※ FAX及送信後は必ず着信の確認をお願いします。
※ 宛先は「管理課 専門官 田原宛」

- (2) 申請書は、別記「様式-A」により作成すること。
①会社の代表印を押印すること。

7. 評価に関する事項等

- (1) 評価項目と評価基準
別表-1の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

8. 技術資料等の作成及び提出

- (1) 技術資料の作成及び提出
①技術資料の作成
技術資料は、「9. 技術資料の作成方法及び留意事項」及び「別紙様式」に基づき作成するものである。
②提出方法： 前記6. (1) ③と同じ
③提出期間： 令和2年1月29日（水）から令和2年2月12日（水）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

④提出場所： 前記5.に同じ。

9. 技術資料の作成方法及び留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 提出資料表紙 【様式一1】	表紙は【様式一1】とする。(代表者印を押印すること。)
(2) 対象機械設備の工事実績又は点検整備の実績 【様式一2】	<ul style="list-style-type: none">① 提出様式は【様式一2】とする。② 対象となる代表的な工事実績(様式一2(1))、点検整備実績(様式一2(2))を各々1件記載する。なお、点検整備実績を有していない場合は記載しなくてよい。③ 工事実績の対象期間は、平成16年度から当該年度(当該公告日までの間)に締結したものとする。点検整備実績は、過去5ヶ年度+当該年度(平成26年4月1日から当該公告日までの間)に締結したものとする。④ 実績として認める機械設備は、4.(7)による⑤ 契約図書等の写し⑥ 上記④の施工実績として、記載した工事に係る財団法人日本建設情報総合センター「工事実績情報サービス」(以下、C O R I N S)の工事カルテの写しを添付すること。⑦ ただし、当該工事がC O R I N Sに登録されていない場合は、契約書の写しを提出すること。点検整備実績で申請する場合も、契約書の写しを提出すること。⑧ なお、C O R I N Sに登録されている場合でも上記②に示した内容が判断できない場合、またはC O R I N Sに登録されていない場合には、②に示した内容を判断できる契約図書等の写しも併せて提出すること。
(3) 企業情報 【様式一3】	<ul style="list-style-type: none">① 提出様式は【様式一3】とする。② 災害時等応急対策を担当する予定の本社(本店)、支店、営業所の所在地を記載すること。③ 会社を設立してからの継続的年数を記載する。

(4) 災害時等応急対策工事の協定締結実績 【様式－4】	① 提出様式は〔様式－4〕とする。 ② 対象となる協定は、本技術資料3.(2)と同様な目的の「災害時等応急対策工事（堰・水門設備）」に関する協定とし、過去5ヶ年度+当該年度（平成26年4月1日から当該公告日までの間）に締結したものの中から、代表的な実績を1件記載する。契約の相手方は国、県、市町村に限る。
(5) 資格保有技術者の雇用者数及び遠賀川河川事務所までの到着時間 【様式－5】	① 提出様式は〔様式－5〕とする。 ② 対象となる技術者の資格は、「1級・2級土木施工管理技士」とする。 ③ 派遣する技術者が在籍する拠点の所在地及び遠賀川河川事務所までの到着時間を記載する。 ・ 到着時間は技術者が在籍する拠点の所在地から遠賀川河川事務所まで高速自動車道、一般道で換算した場合の距離及び到着時間を記載する。（到着時間は、高速自動車道80km/h、一般道30km/hで算出する事）〔様式－5(2)〕

※ 上表中(2)から(4)までの実績は元請けでの実績や協定元であることを証明できる資料（契約書のコピー等）を添付して下さい。

10. 協定説明書に対する質問等

(1) 協定説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：令和2年1月29日（水）から令和2年2月5日（水）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9：30分から17時00分まで
- ② 提出場所：前記5.に同じ。
- ③ 提出方法：前記6.(1)③に同じ。
- ④ 担当者：管理課 専門官 田原

(2) (1)に対する回答は、FAXにて回答する。このため、質問の際はファックス番号を記述すること。

11. 協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出に基づき評価決定する。その結果は、令和2年3月11日（月）までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

12. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者及び申請書、資料等が適正と認められなかつた者は、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

- ① 提出期限： 令和2年3月16日（月）17時00分。
- ② 提出場所： 前記5.に同じ。
- ③ 提出方法： FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期限内に必着）により提出する。

※FAXで送信した場合は、確認の連絡を5.に同じに行う事。

- (2) 担当部局は、説明を求められたときは、令和2年3月23日（月）までに、説明を求めた者に対し書面にてFAXにより回答する。

1 3 . 評価結果の無効

公告に示した参加資格のない者が提出した申請書等、及び虚偽の記載をした者は決定を取り消す。

1 4 . その他

- (1) 技術資料の作成提出に係わる費用は提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は競争参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資料は返却しない。
- (4) 提出期間以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

別表－1:評価項目及び評価内容

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策
工事(堰・水門設備)に関する基本協定の締結

分類	評価項目	評価内容	配点
1)企業の施工実績等	近隣地域内工事の実績及び点検整備の実績	申請された工事1件及び点検整備1件の実績	30
	工事成績の評価	地整内(2ヶ年+当該年度)の当該工事種別の平均点	10
	継続的な営業に基づく信頼度	企業の営業年数の継続性	10
	防災業務の実績	災害時応急対策工事の協定締結実績	10
2)雇用技術者	雇用者の資格保有者数	資格保有者人数	20
3)事務所までの到着時間	派遣技術者から派遣場所までの距離及び到着時間	派遣技術者の所在地から遠賀川河川事務所までの距離及び到着時間	20

堰一覧表

別表－2

出張所	施設名	河川名 距 離	所在地	種別	扉体					開閉機				完成 年月	施工 業者	備考	
					型式	純径間 m	有効高 m	投影面積 m ²	門数	型式	動力	台数					
河口堰	遠賀川河口堰	遠賀川 2/000	遠賀郡水巻町猪熊	制水	シェル構造ローラゲート	46.5	6.5	302.3	7	リヤーローブ ウインチ式 2M2D	電動	18.5kW	14	S54.7	栗本		
				調節	2段式シェル構造ローラゲート	46.6	6.5	302.9	1	リヤーローブ ウインチ式 2M4D	電動	15.0kW	2	S54.7	栗本		
				微調節	起伏ゲート	10.0	2.8	28.0	1	片側油圧シングル式	電動	3.7kW	1	S54.7	栗本		
				魚道	起伏ゲート	3.5	1.5	5.1	1	片側油圧シングル式	電動	0.75kW	1	S54.7	栗本		
宮田	花ノ木堰	犬鳴川 0/300	遠賀郡芦屋町大字山鹿	制水	シェル構造ローラゲート	25.0	4.7	117.5	2	リヤーローブ ウインチ式 1M1D	電動	22.0kW	2	S49.6	三菱		
				調節	2段式ブレートガーダ構造ローラゲート	5.0	5.2	26.0	1	リヤーローブ ウインチ式 1M2D	電動	3.7kW	1	S49.6	三菱		
直方	岡森堰	彦山川 3/180	直方市大字植木	制水	シェル構造ローラゲート	34.5	4.9	169.1	2	リヤーローブ ウインチ式 2M2D	電動	15.0kW	4	S56.5	田原		
				調節	起伏ゲート	5.0	2.7	13.5	1	片側油圧シングル式	電動	3.7kW	1	S56.5	田原		
田川	高柳堰	彦山川 11/630	田川市大字楠	制水	シェル構造ローラゲート	21.7	4.33	94.0	3	リヤーローブ ウインチ式 1M1D	電動	11.0kW	3	S56.5	佐世保		
	楠堰	彦山川 14/200	田川市大字伊田	調節	起伏ゲート	5.0	2.13	10.7	1	片側油圧シングル式	電動	2.2kW	1	S56.5	佐世保		
				中央	シェル構造ローラゲート	30.2	3.6	108.7	1	リヤーローブ ウインチ式	電動	11.0kW	1	S61.5	石播		
				左岸	ブレートガーダ構造ローラゲート	14.8	3.6	53.3	1	リヤーローブ ウインチ式	電動	5.5kW	1	S61.5	石播		
岩下堰	中元寺川 11/630	田川郡糸田町大字川宮		調節	2段式ブレートガーダ構造ローラゲート	10.8	3.6	38.9	1	リヤーローブ ウインチ式	電動	5.5kW	1	S61.5	石播		
				制水	シェル構造ローラゲート	22.0	2.87	63.1	2	リヤーローブ ウインチ式 1M1D	電動	7.5kW	2	S58.5	酒井		
				調節	起伏ゲート	5.0	1.5	7.5	1	片側油圧シングル式	電動	1.5kW	1	S58.5	酒井		
今井堰	金辺川 3/240	田川市大字夏吉	制水	起伏ゲート	21.5	2.05	44.1	2	両側油圧シングル式	電動	5.5kW	1	S57.3	日本自動			
川久保堰	金辺川 3/600	田川郡香春町大字香春	制水	起伏ゲート	23.6	2.42	57.1	2	両側油圧シングル式	電動	5.5kW	1	S57.3	西田			

水門一覧表

出張所	施設名	河川名 距 離	所在地	種別	扉体					開閉機				完成 年月	施工 業者	備考	
					型式	純径間 m	有効高 m	投影面積 m ²	門数	型式	動力	台数					
中間	鶴前水門	西川 2/760	遠賀郡遠賀町大字若松	制水	2段式ブレートガーダ構造ローラゲート	11.0	3.6	39.6	1	リヤーローブ ウインチ式 1M1D	電動	5.5kW	1	S54.6	ミゾタ		
				調節	ブレートガーダ構造ローラゲート	1.2	1.0	1.2	1	スピンドル	電動	0.75kW	1	S54.6	ミゾタ		
				調節	フラップゲート	1.2	1.0	1.2	1	ウインチ			1	H12.3	太田		
飯塚	庄司川水門	遠賀川 29/150	飯塚市幸袋	制水	ブレートガーダ構造ローラゲート	12.74	4.8	61.2	1	リヤーローブ ウインチ式 1M1D	電動	5.5kW	1	S58.2	丸島		